

第1章

計画の概要

I 計画策定の趣旨

平成16年11月1日、大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町の6町村が合併し、雲南市が誕生しました。

合併から10年が経過した現在も、雲南市の少子化・過疎化・高齢化は止まることなく進んでいます。そして、住民の暮しの場である地域では、“生活のしづらさ”を感じる地域課題や生活課題が多様化・深刻化しつつあります。

このような状況の中で、住民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、行政による第1次（平成19年度～平成22年度）、第2次（平成23年度～平成26年度）の雲南市総合保健福祉計画（以下「保健福祉計画」という。）が策定され、総合的な保健福祉施策が展開されてきました。

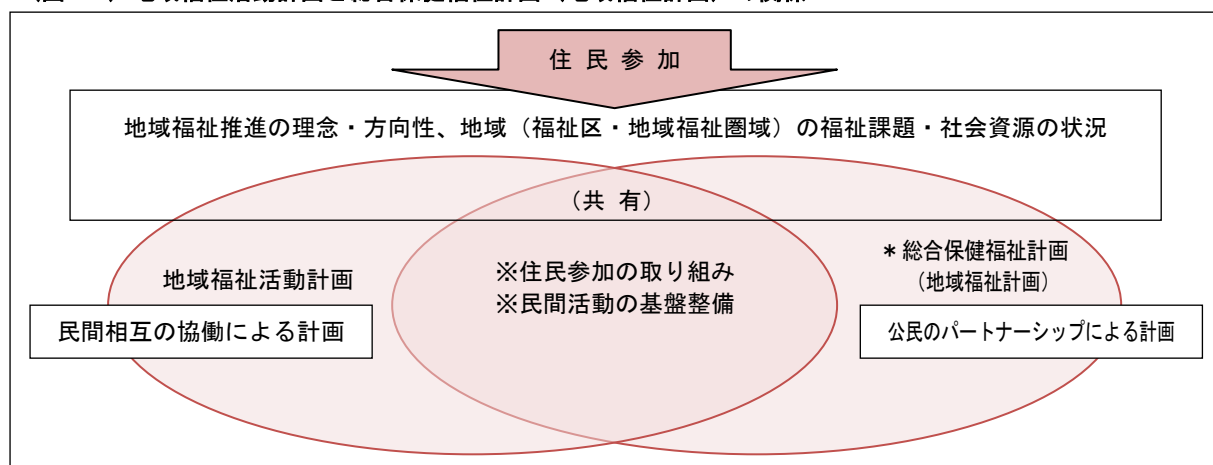
また、雲南市社会福祉協議会（以下「市社協」という。なお、社会福祉協議会を以下「社協」という。）は、地域福祉の推進に不可欠である民間による福祉活動の行動計画として、第1期（平成20年度～22年度）、第2期（平成24年度～26年度）の雲南市地域福祉活動計画（以下「福祉活動計画」という。）を策定し、民間と行政との協働による地域福祉活動を推進してきました。

これら2つの計画は、両輪の計画としてお互いに補完・補強し合い、雲南市の地域福祉を具現化する役割を果たしてきました。（図1-1）

そして、この度策定した第3期の福祉活動計画は、第2期計画の成果と課題を踏まえ、同時期に策定された行政の第3次（平成27年度～平成31年度）の保健福祉計画との連携を深めた、民間による福祉活動の行動計画として策定しました。

この福祉活動計画に基づき、雲南市の地域福祉の充実を目指すものとします。

（図1-1）地域福祉活動計画と総合保健福祉計画（地域福祉計画）の関係



（出典）『地域福祉活動計画策定指針』全国社会福祉協議会地域福祉部、2003年、10頁を一部修正（*計画部分は雲南市総合保健福祉計画の形式に準拠）

II 計画の性格

1 計画の性格

この福祉活動計画は、市社協が住民や民間団体等、そして行政と共に目指す「雲南市の地域福祉活動のあるべき姿(目標)」を明らかにし、その実現に向けて必要な諸活動を具体的に定める、地域福祉活動の行動計画として位置づけます。

2 他計画との調和

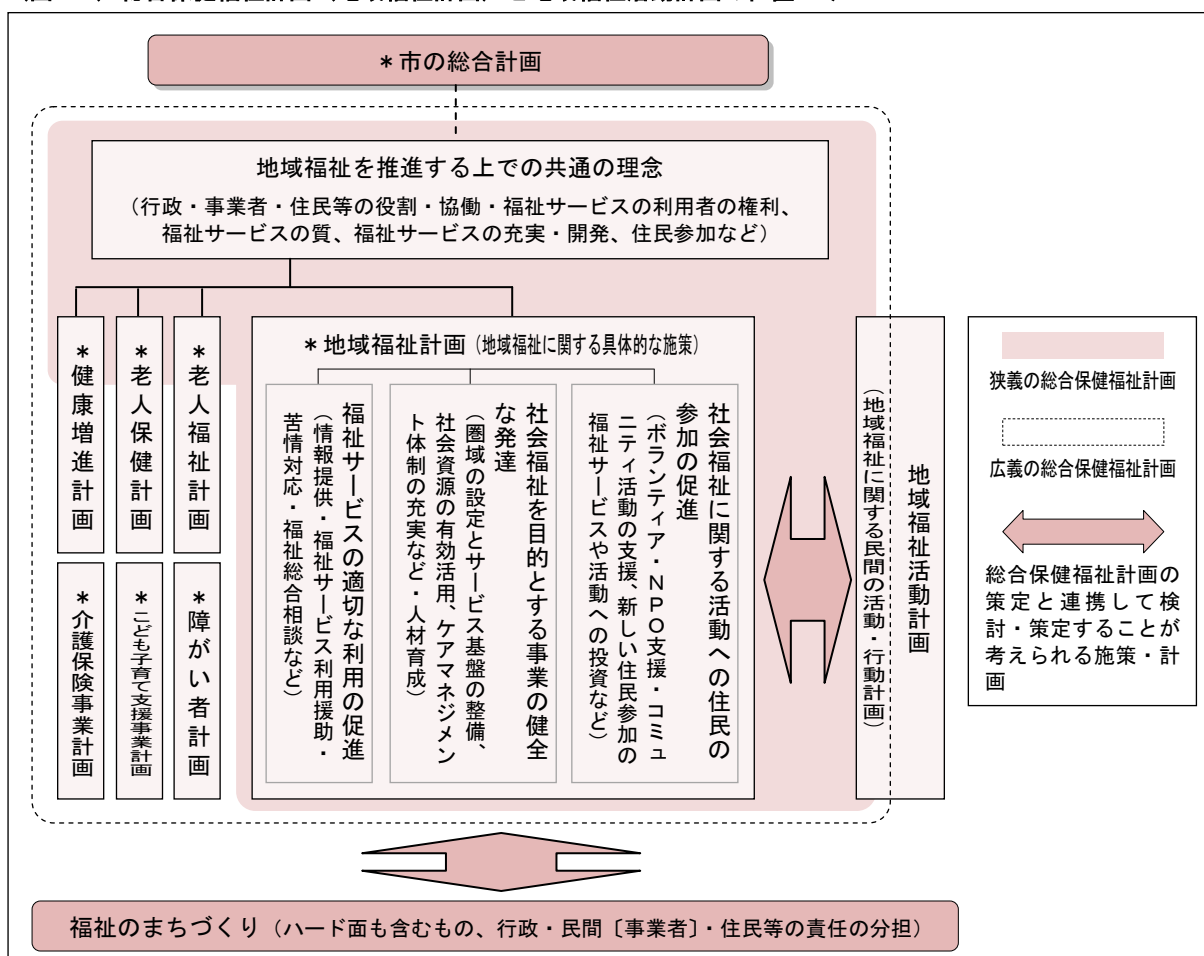
(1) この福祉活動計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画にも位置づけられた保健福祉計画における、「社会福祉に関する活動への住民の参加の促進」と「福祉サービスの適切な利用の促進」などの施策に関する具体的な行動計画として策定しています。

(図 1-2)

(2) この福祉活動計画は、社会福祉法第 112 条に規定する地域福祉の推進を目的とした、赤い羽根共同募金活動の募金計画との連携に配慮した計画として策定しています。

(3) その他雲南市が策定する、地域福祉活動に関連する各種行政計画との整合性を図り策定しています。

(図 1-2) 総合保健福祉計画(地域福祉計画)と地域福祉活動計画の位置づけ



(出典) 全国社会福祉協議会・地域福祉計画に関する調査研究委員会『地域福祉計画・支援計画の考え方と実際』
 全国社会福祉協議会、2002年、5頁を一部修正(*計画部分は雲南市総合保健福祉計画の形式に準拠)

Ⅲ 計画の期間

この福祉活動計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 ヶ年を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化に対応するとともに、実施事業の評価等で明らかになった課題点等の改善を図るため、必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

Ⅳ 計画の策定体制

この福祉活動計画は、次の策定体制により策定しました。

1 地域福祉活動計画策定委員会

地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）は、市内の地域福祉活動の推進に関わる組織・機関等の中から、社会福祉法第 4 条に規定される「地域福祉の推進」を担う各層の代表を中心に構成し、福祉活動計画の草案審議を行いました。

2 地域福祉活動計画策定委員会検討部会

地域福祉活動計画策定委員会検討部会（以下「検討部会」という。）は、市社協の職員を中心に構成し、この福祉活動計画の円滑な策定のため、策定委員会が求める事項について調査・検討を行い、これに基づく福祉活動計画の草案を作成しました。

Ⅴ 計画策定への地域住民や関係機関・団体等の声の反映

この福祉活動計画の策定にあたっては、活動の主体者となる地域住民や関係機関・団体等の意見を効果的に反映するため、次の各委員会等での意見等も参考にしました。

1 地域福祉委員会

地域福祉委員会は、各福祉圏域（旧町村域）ごとに設置され、当該圏域の地域自主組織や福祉活動を行うボランティアグループ、福祉関係者等で組織されます。

ここでは主に、地域自主組織による地縁を基盤とした、小地域福祉活動のあり方などを協議しました。

2 ボランティアセンター運営委員会

ボランティアセンター運営委員会は、雲南市内で福祉に関するボランティア活動を行うボランティアグループや各支援機関等で組織されます。

ここでは主に、ボランティア活動実践者等による福祉活動への共感を基盤とした、ボランティア活動のあり方などを協議しました。

3 社協・生活支援活動推進検討委員会

社協・生活支援活動推進検討委員会は、生活困窮に関する支援を担う機関・団体等で組織されます。

ここでは主に、各支援機関・団体等の連携を基盤とした、生活困窮支援活動のあり方などを協議しました。

4 小地域福祉活動支援会議

小地域福祉活動支援会議は、行政関係部局、雲南市民生児童委員協議会（以下「市民児協」という。なお、民生児童委員協議会を以下「民児協」という。）、市社協等で組織されます。

ここでは主に、交流センターを拠点として、地域自主組織が取り組む3本柱事業（地域づくり・生涯学習・地域福祉）での地域福祉活動の支援方策などを協議しました。

5 その他

地域住民や関係機関・団体等の意向を反映させていくため、地域自主組織福祉部連絡会議（地域福祉推進会議）、地区巡回意見交換会議、円卓会議、当事者組織会議等、様々な機会を通じてニーズと課題把握に努めました。